

1 事業所・施設の種別(※1)				2 支給額 (単位:万円、1事業所、 施設当たり)	
障 が い 福 祉 施 設	入所系 施設① ※2	○施設入所支援 ○福祉型障がい児入所施設	定員50人未満	45	/施設
			定員50人～100人未満	75	/施設
			定員100人以上	135	/施設
	入所系 施設②	○短期入所	—	14.8	/事業所
		○共同生活援助		15.8	/事業所
		○宿泊型自立訓練		30	/事業所
	通所系	○生活介護 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○地域活動支援センター ○小規模作業所	—	14.8	/事業所
		○児童発達支援 ○放課後等デイサービス		12	/事業所
	訪問・ 相談系	○訪問系障がい福祉サービス(居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・行動援護) ○保育所等訪問支援 ○相談支援事業所	—	8	/事業所

(留意事項)

※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

・次の施設については、当事業の対象外とする。

社会福祉施設：公立・公的等事業所、施設

医療機関等：国、県、市町村又は地方独立行政法人が運営する医療機関等

・介護保険サービスについては各介護予防サービスを含まない。

※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点で判断する。

※3 広域型の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホームが同一建物内に同居している場合は、双方の定員を加えた規模で、支援金を支給する。

※4 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう介護サービス事業所として申請することとする。

※5 「支援活動団体」については、以下の項目に留意すること。

(1)政治活動、宗教活動、営利活動を主たる目的とする団体が行う支援活動ではないこと。

(2)支援活動回数については、申請月の前後3か月の活動回数の平均とする。